

介護の顧客・ハラスメントに困っていませんか？ 悪質と思われる場合は、法律相談を行ってください！

介護サービスの提供にあたって、利用者やそのご家族からの暴力・暴言、ハラスメント行為などでお困りの際は、松阪市にも事前にご相談ください。

事前相談は電話またはメールで受け付けています。プライバシーは厳守します。



暴力・暴言、ハラスメントは、いかなる場合でも認められるものではありません！
悪質と思われる場合は、ためらわず法律相談を行ってください。

また困ったときや不安なときは、下記の市担当課にも事前にご相談ください。

(ただし市担当課が法的な助言はできませんので、その点ご了承ください)

相談対象	市内の介護サービス事業（訪問、通所、施設、居宅介護支援、福祉用具貸与・販売等など）で勤務される職員・管理者	
相談内容	暴力・ハラスメント等に関する事前のご相談	
市担当課 (相談窓口)	松阪市健康福祉総務課	松阪市介護保険課
	お電話 0598-53-4190	お電話 0598-53-4058
	メール fukushi.kansa@city.matsusaka.mie.jp	メール kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp
相談時期	月～金曜日（9時～16時30分）祝日・年末年始を除く	